

平成26年9月1日

建設工事等指名業者 各位

津山市財政部契約監理室

工事請負契約・業務委託契約の手続きについて

このことについて、一般競争入札及び指名競争入札における、契約の手続きを行う場合において「津山市契約規則第32条第2項」により、“落札決定を通知した日から10日以内に契約人と協議して作成するものとする。”とあります。

特に、契約保証を必要とする案件については、保証が取れた日（“**契約保証金を契約書作成期日までに納付しなければならない。**”「津山市契約規則第34条」）が契約日、着手日となっているため、遅延することが無いよう手続きをお願いします。

手続き方法については、契約案件ごとに切抜設計書とあわせ契約時提出書類一覧を契約監理室にて用意してありますので、**落札決定通知があった際には、速やかに取りに来ていただく**かお問合せいただくよう、手続き忘れのないよう注意してください。

問い合わせ先

津山市財政部契約監理室

0868-32-2019